

近江八幡市とびわこ成蹊スポーツ大学との連携・協力に関する協定書

近江八幡市（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材の育成に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲および乙が相互連携の強化と協働による活動推進により、相互の発展とスポーツの振興、市民の健康増進、教育、まちづくりなどの分野において、連携・協力事項の円滑で効果的な実施に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲および乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 市民の健康増進と生涯スポーツの振興に関する事
- (2) 競技力の向上に関する事
- (3) 障がい者スポーツの振興に関する事
- (4) 子どもや青少年の教育・健全育成に関する事
- (5) 地域の活性化に関する事
- (6) その他甲および乙が協議して必要と認める事

（推進体制）

第3条 前条の連携・協力事項を推進するため、必要な会議を設置することができる。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲または乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（その他）

第5条 本協定に定めるもののほか、甲と乙との連携・協力に関し必要な事項については、両者協議のうえ、別に定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年11月7日

甲 近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市長

小西 理



乙 大津市北比良1204番地

びわこ成蹊スポーツ大学

学 長

大河 石 明

